一般規則第百十一条を次のように改める。

第五条

第百十一条　管理理事会の活動に関する情報

1　管理理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟国、その指定された事業体、地域連合及び諮問委員会の委員に対し提供する。

2　管理理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。

第六条

一般規則第百十二条を次のように改める。

第百十二条　郵便業務理事会の構成及び運営

1　郵便業務理事会は、四十八の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

1の二　第百十四条の規定並びにこの条及び郵便業務理事会内部規則に定める関連する手続に従って正当に選出された同理事会の理事国は、議長国となる。

1の三　国際事務局長は、大会議の開会の八箇月前までに、加盟国政府に送付する通知書により、加盟国として郵便業務理事会の議長国への立候補の届出をするよう要請する。当該立候補の届出は、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着していなければならない。

1の四　立候補した加盟国に対する聴聞は、1の三に定める六箇月の期限の満了の後、かつ、大会議の前の最後の郵便業務理事会の会期の間に、同理事会の内部規則に定める特定の手続に従って行われる。聴聞は、全ての加盟国に対して開かれたものとし、並びに第百五条の関連する規定及び当該内部規則に従い非加盟国のオブザーバーに対しても開かれたものとすることができる。立候補した各加盟国は、同理事会に関する展望を含む簡潔な陳述を行うものとし、その後、質疑応答が行われる。立候補した各加盟国には、等しく時間が割り当てられるものとする。一の加盟国のみが立候補する場合には、聴聞は開催されない。

2　郵便業務理事会の理事国は、大会議が一定の地理的配分に基づいて選出する。各地理的集団の理事国の少なくとも三分の一は、大会議の際に交代する。前段及び中段の規定の適用を妨げることなく、国際連合の作成する表において太平洋諸島の国及び地域として定められている加盟国の属する地理的集団については、その一議席がこれらの加盟国のために確保される。

3　郵便業務理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。郵便業務理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

4　第百十六条に別段の定めがある場合を除くほか、郵便業務理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

5　郵便業務理事会は、大会議が採択した連合の戦略及び事業計画を十分に考慮しつつ、常設の部会、特別のチーム、利用者の資金提供による補助機関その他同理事会の組織内に設けるべき機関を明確にし、形式化し、又は設置する。

第七条

一般規則第百十六条を次のように改める。

第百十六条　旅行の費用の償還及び議長に対する手当の支払

1　郵便業務理事会の会合に参加する理事国の代表者の旅行の費用は、その所属する加盟国が負担する。ただし、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、国際連合の作成する表において後発開発途上国に分類されている加盟国の各一人の代表者は、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用の償還を受ける権利を有する。鉄道又は当該他の方法による旅行の費用について償還される額は、エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えないものとする。

2　さらに、1に規定する表において後発開発途上国に分類されている加盟国が郵便業務理事会の議長国である場合には、当該加盟国の一人の代表者は、その資格において同理事会、管理理事会及び連合の常設機関の調整委員会に参加するために、1に定める償還と同様のもの及び日ごとの滞在費（連合の職員に適用される条件を準用して支払われるもの）を受ける権利を有する。

一般規則第百十七条を次のように改める。

第八条

第百十七条　郵便業務理事会の活動に関する情報

1　郵便業務理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟国、その指定された事業体、地域連合及び諮問委員会の委員に対し提供する。

2　郵便業務理事会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会のために作成する。

3　郵便業務理事会は、その活動の全体に関する報告書（第百五十三条に規定する利用者の資金提供による補助機関に関する報告を含む。）を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。

第九条

一般規則第百二十二条を次のように改める。

第百二十二条　諮問委員会の権限

1　諮問委員会は、次の権限を有する。

1.1　管理理事会及び郵便業務理事会並びにこれらの理事会のそれぞれの機関の書類及び報告書を検討すること。会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、第百九条2.3及び第百十五条2.3の規定に従い、例外的に、受領する書類を制限することができる。

1.2　諮問委員会の委員にとって重要な問題についての研究を推進し、及び当該研究に対して貢献すること。

1.2の二　管理理事会が承認することを条件として、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会が検討し、及び意見を述べることを条件として、加盟国の政府当局又はその指定された事業体と連携する可能性も含め、諮問委員会の委員が関係する郵便分野の活動の実施を調整し、及び円滑にすること。

1.3　郵便分野に関する問題を検討し、並びにこのような問題に関して議案、見解及び報告書の形で管理理事会及び郵便業務理事会並びに適当な場合にはこれらの理事会のそれぞれの機関に対して検討の結果を提供すること。

1.4　第百七条21.1及び第百十三条7.1に定めるところにより、管理理事会が承認することを条件として及び同理事会の名において、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会が検討し及び意見を述べることを条件として、大会議に対し議案及び報告書を提出すること。

第十条

一般規則第百二十六条を次のように改める。

第百二十六条　諮問委員会の活動に関する情報

1　諮問委員会は、各会期の後に、同委員会の活動に関する情報を、特に同委員会の会合の議事概要並びに勧告及び意見を管理理事会及び郵便業務理事会の議長に送付することによって、これらの理事会に対し提供する。また、同委員会の議長又は他の指名された同委員会の代表者は、管理理事会及び郵便業務理事会のそれぞれの本会議において、同委員会の活動に関する報告を行う。

2　諮問委員会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会及び郵便業務理事会のために作成する。当該年次報告書は、第百十一条及び第百十七条の規定に従って加盟国、その指定された事業体及び地域連合に提供される管理理事会及び郵便業務理事会の書類に含める。

3　諮問委員会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国及びその指定された事業体に送付する。